	・ 土神寺センタ 計量管埋規定 新旧対照表		
現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定	改正案	備考	
目次	 		
(第1章~第5章 記載略)	(第1章~第5章 記載略)		
第6章 計量管理手続	第6章 計量管理手続		
第 17 条(払出し手続)	第 17 条(払出し手続)		
第 18 条 (事故損失又は事故増加の手続)	第 18 条 (事故損失又は事故増加の手続)		
第 19 条(保管廃棄の手続)	第 19 条(保管廃棄の手続)		
第 20 条(保管廃棄再生の <u>手続き</u>)	第 20 条(保管廃棄再生の <u>手続</u>)	記載の適正化	
	第 21 条(リバッチングの手続)	リバッチングの手続の追加	
第 21条(試料の収去及び保管の手続)	第 <u>22</u> 条(試料の収去及び保管の手続)	記載の適正化	
第7章 実在庫量の確認	第7章 実在庫量の確認		
第 <u>22</u> 条 (目的及びその頻度)	第 <u>23</u> 条(目的及びその頻度)	記載の適正化	
第 <u>23</u> 条(実施計画)	第 <u>24</u> 条(実施計画)	記載の適正化	
第 <u>24</u> 条(実施手続)	第 <u>25</u> 条(実施手続)	記載の適正化	
第 25条(実在庫量の確定)	第 <u>26</u> 条(実在庫量の確定)	記載の適正化	
第8章 核燃料物質の測定	第8章 核燃料物質の測定		
第 26条(核燃料物質の測定の方法)	第 <u>27</u> 条(核燃料物質の測定の方法)	記載の適正化	
第9章 供給当事国別の管理の方法	第9章 供給当事国別の管理の方法		
第 27条(供給当事国別管理方法)	第 <u>28</u> 条(供給当事国別管理方法)	記載の適正化	
第 <u>28</u> 条(受入れた核燃料物質の管理手続)	第 <u>29</u> 条(受入れた核燃料物質の管理手続)	記載の適正化	
第 2 <u>9</u> 条(払出しにおける管理手続)	第 <u>30</u> 条(払出しにおける管理手続)	記載の適正化	
第 <u>30</u> 条 (事故損失又は事故増加における管理手続)	第 <u>31</u> 条(事故損失又は事故増加における管理手続)	記載の適正化	
第 <u>31</u> 条 (棚卸しにおける管理手続)	第 <u>32</u> 条 (棚卸しにおける管理手続)	記載の適正化	
第 32条(日米協定の新旧の区分管理手続)	第 33条(日米協定の新旧の区分管理手続)	記載の適正化	
第 10 章 記録	第 10 章 記録		
第 33条 (核燃料物質の記録及びその保管)	第 <u>34</u> 条(核燃料物質の記録及びその保管)	記載の適正化	
第 11 章 報告	第 11 章 報告		
第 34条 (在庫変動及び在庫の報告等)	第 35条(在庫変動及び在庫の報告等)	記載の適正化	
第 <u>35</u> 条(コンサイスノート)	ー 第 <u>36</u> 条(コンサイスノート)	記載の適正化	
第 12 章 国際約束の遵守等に係る事項	第 12 章 国際約束の遵守等に係る事項		
第 36条 (設計情報の保管)	第 <u>37</u> 条(設計情報の保管)	記載の適正化	
ー 第 37条 (設計情報の変更手続)	ー 第 <u>38</u> 条(設計情報の変更手続)	記載の適正化	

現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
第 38条(査察用封印又は監視装置)	第 39条(査察用封印又は監視装置)	記載の適正化
第 <u>39</u> 条(連絡)	第 <u>40</u> 条(連絡)	記載の適正化
付則	付則	
図表目次	図表目次	
別図 1 (第 6 条関係)計量管理組織図	別図 1 (第 6 条関係)計量管理組織図	
別図 2 (第 9条関係)主要測定点 (KMP) 及びその符合	別図 2 (第 9 条関係) 主要測定点 (KMP) 及びその符合	
別表 1 (第 3条関係)用語の定義	別表 1 (第 3条関係)用語の定義	
別表 2 (第 13 条関係)バッチ及び符号	別表 2 (第 13 条関係)バッチ及び符号	
別表 3 (第 14 条関係)バッチの物理的、化学的形状等の略号	別表 3 (第 14 条関係)バッチの物理的、化学的形状等の略号	
第1種キーワード:物理的形状	第1種キーワード:物理的形状	
第2種キーワード: 化学的形状	第2種キーワード: 化学的形状	
第3種キーワード: 封じ込め	第3種キーワード: 封じ込め	
第4種キーワード: 照射状況/品質	第4種キーワード: 照射状況/品質	
別表 4 (第 <u>26</u> 条、第 <u>33</u> 条関係)バッチに区分する方法及びソースデータ	別表 4 (第 <u>27</u> 条、第 <u>34</u> 条関係)バッチに区分する方法及びソースデータ	記載の適正化
別表 5 (第 <u>34</u> 条関係)報告等を行う事項及び時期	別表 5 (第 <u>35</u> 条関係)報告等を行う事項及び時期	記載の適正化
別表 6 (第 <u>37</u> 条関係)設計情報の変更手続必要事項	別表 6 (第 <u>38</u> 条関係)設計情報の変更手続必要事項	記載の適正化
(以下略)	(以下略)	
(計量管理責任者)	(計量管理責任者)	
第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、センタに計量管理責任者をおく。	第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、センタに計量管理責任者をおく。	
2 計量管理責任者は、 <u>管理グループ長</u> とする。	2 計量管理責任者は、センタ長が任命した者とする。	計量管理責任者の変更
(事故損失又は事故増加の手続)	(事故損失又は事故増加の手続)	
第 18条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もし	第 18条 計量管理責任者は、事故等の不測の事態が発生したことにより、核燃料物質の損失もし	
くは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加と	くは増加が生じた場合又は生じたと見なされる場合には、これを事故損失又は事故増加と	
し、遅滞なくセンタ長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認する	し、遅滞なくセンタ長に報告し、その原因並びに核燃料物質の種類及び数量等を確認する	
ものとする。	ものとする。	
2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第10章に定めるとこ	2 計量管理責任者は、事故損失又は事故増加が発生した場合には、第10章に定めるとこ	
ろにより必要な記録を行うものとする。	ろにより必要な記録を行うものとする。	
	3 計量管理責任者は、第1項に定める事故損失若しくは増加(国際約束に基づく保障措置	事故損失等についての原
	の適用上支障のない軽微なものを除く。) が生じた場合又は生じたとみなされる場合は、	子力規制委員会への報告
	速やかに原子力規制委員会に報告する。	を追加

現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
(保管廃棄再生の <u>手続き</u>) 第 20条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該 MBAより払出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。 2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合、必要に応じ、第 8 章に定め る測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第 10 章 に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	(保管廃棄再生の <u>手続</u>) 第 20 条 計量管理責任者は、当該MBAに保管廃棄されている核燃料物質を使用する場合又は当該 MBAより払出す場合には、保管廃棄再生を行うものとする。 2 計量管理責任者は、前項に定める保管廃棄再生を行う場合、必要に応じ、第 8 章に定め る測定を実施し、当該核燃料物質の種類、数量及びバッチ符号等の確認を行い、第 10 章 に定めるところにより必要な記録を行うものとする。	記載の適正化
記載なし	(リバッチングの手続) 第 21 条 計量管理責任者は、核燃料物質のバッチを組み替える必要がある場合は、バッチ符号の変更、分割及び併合等のバッチの再編成を確認するとともに、計量管理に係る必要な記録を作成し、第 11 章に定める報告を行うものとする。	リバッチングの手続の追加
(試料の収去及び保管の手続) 第 21条 計量管理責任者は、法律第 68 条第 1 項 又は 第 8 項の規定に基づき原子力規制委員会の 指定する その 職員もしくは国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国 政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合には、 これに協力するものとする。 2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場 合には、必要に応じてこれを保管するものとする。 3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。	(試料の収去及び保管の手続) 第 22条 計量管理責任者は、法律 第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 3 号又は 第 68 条第 1 項 、第 4 項、第 7 項若しくは 第 8 項の規定に基づき原子力規制委員会の指定する 当該 職員もしくは国際原子力機関の指定する者又は国際規制物資の供給当事国政府の指定する者(以下「査察官等」という。)より試料の収去を求められた場合には、これに協力するものとする。 2 計量管理責任者は、収去された試料について、査察官等から試料の保管を依頼された場合には、必要に応じてこれを保管するものとする。 3 計量管理責任者は、試料が収去された場合には、必要な記録を行うものとする。	記載の適正化
(目的及びその頻度) 第 <u>22</u> 条 計量管理責任者は、当該 MBA 内の核燃料物質の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を行うものとする。 2 計量管理責任者は、 <u>原則として、</u> 12ヶ月に1回の頻度で棚卸しを実施するものとする。	(目的及びその頻度) 第 <u>23</u> 条 計量管理責任者は、当該 MBA 内の核燃料物質の実在庫量を確定するための調査(以下「棚卸し」という。)を行うものとする。 2 計量管理責任者は、 <u>約</u> 12ヶ月に1回の頻度で棚卸しを実施するものとする。	記載の適正化記載の適正化
(実施計画) 第 23条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは、予め棚卸しの実施に関する計画書(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。 2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。 (1) 実施期日 (2) 実施体制 (3) KMPごとの棚卸しの実施内容 (4) KMPごとの棚卸し実施日における推定在庫量 3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日の1ヵ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。	(実施計画) 第 24条 計量管理責任者は、棚卸しを実施しようとするときは、予め棚卸しの実施に関する計画書(以下「棚卸し実施計画書」という。)を作成するものとする。 2 棚卸し実施計画書には、次に定める事項を含むものとする。 (1) 実施期日 (2) 実施体制 (3) KMPごとの棚卸しの実施内容 (4) KMPごとの棚卸し実施日における推定在庫量 3 計量管理責任者は、棚卸し実施予定日の1ヵ月前までに、原子力規制委員会に連絡するものとする。	記載の適正化

現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
(実施手続)	(実施手続)	
第 24条 計量管理責任者は、棚卸し実施する場合には、実施計画書に基づき、次に定めるとおり行うものとする。 (1) 棚卸し実施中は、棚卸し以外の目的では原則として、核燃料物質の払出し及び MBA 内での移動を行わないものとする。 (2) 棚卸しは、KMP ごとに核燃料物質の員数勘定等により行うものとする。	第 25条 計量管理責任者は、棚卸し実施する場合には、実施計画書に基づき、次に定めるとおり行うものとする。 (1) 棚卸し実施中は、棚卸し以外の目的では原則として、核燃料物質の払出し及び MBA 内での移動を行わないものとする。 (2) 棚卸しは、KMP ごとに核燃料物質の員数勘定等により行うものとする。	記載の適正化
(実在庫量の確定)	(実在庫量の確定)	
第 25条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在 庫量を確定し、核燃料物質の帳簿在庫量との差がないことを確認するものとする。 2 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第 10 章に定めるところにより必要な 記録を行うものとする。	第 26条 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果に基づき、当該 MBA 内における核燃料物質の実在 庫量を確定し、核燃料物質の帳簿在庫量との差がないことを確認するものとする。 2 計量管理責任者は、棚卸しの実施結果について、第 10 章に定めるところにより必要な 記録を行うものとする。	記載の適正化
(核燃料物質の測定の方法)	(核燃料物質の測定の方法)	
	第 27条 計量管理責任者は、必要に応じて、各 KMP において別表 4 に定める測定を実施するもの	記載の適正化
(供給当事国別管理方法)	(供給当事国別管理方法)	
第 27条 計量管理責任者は、第6章及び第7章に定める核燃料物質の在庫変動が生じた場合及び棚卸しを実施した場合には、本章次条以降に定めるところにより、バッチごとに核燃料物質の種類ごとの供給当事国別管理区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。 2 計量管理責任者は、前項の場合には、第10章に定めるところにより供給当事国別管理に関する必要な記録を行うものとする。	質の種類ごとの供給当事国別管理区分の別を管理して、供給当事国別管理を行うものとする。	記載の適正化
(受入れた核燃料物質の管理手続)	(受入れた核燃料物質の管理手続)	
	第 <u>29</u> 条 受け入れた核燃料物質は、払出し者が発行した核燃料物質移動通知書等の供給当事国別管理区分に基づくものとする。	記載の適正化
(払出しにおける管理手続)	(払出しにおける管理手続)	
	第 <u>30</u> 条 払出しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 <u>29</u> 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。	記載の適正化
(事故損失又は事故増加における管理手続)	(事故損失又は事故増加における管理手続)	
	第 31条 事故損失又は事故増加における核燃料物質の供給当事国は、原則として第 29条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。	記載の適正化

現行 (原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可) 国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
(棚卸しにおける管理手続)	(棚卸しにおける管理手続)	
第 <u>31</u> 条 棚卸しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 <u>28</u> 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。	第 <u>32</u> 条 棚卸しにおける核燃料物質の供給当事国は、第 <u>29</u> 条に定めるところにより付与された供給当事国によるものとする。	記載の適正化
(日米協定の新旧の区分管理手続)	(日米協定の新旧の区分管理手続)	
第 <u>32</u> 条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質 とを区分して管理するものとする。	第 <u>33</u> 条 供給当事国に米国を含む核燃料物質は、旧協定対象核燃料物質と新協定対象核燃料物質 とを区分して管理するものとする。	記載の適正化
(核燃料物質の記録及びその保管)	(核燃料物質の記録及びその保管)	
第33条 計量管理責任者は、第9章に定める核燃料物質の供給当事国別管理を含む、第6章、第7章に定める在庫変動記録並びに在庫記録及び物質収支記録を作成し、その記録を10年間センタに保管するものとする。 2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。 (1) 在庫変動の同日付又は棚卸しの日付 (2) 在庫変動の原因(在庫変動記録のみ記載) (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号(在庫変動記録のみ記載) (4) KMPの符号 (5) バッチの符号 (6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量 (7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の略号 (8) 供給当事国等の管理区分 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の元素ごとの重量 (11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量 3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き出すための基礎となる測定等のソースデータを記録するものとし、その内容は別表4に定めるとおりとする。	センタに保管するものとする。 2 前項の在庫変動記録及び在庫記録には、以下の各号に定める事項を含むものとする。 (1) 在庫変動の日付又は棚卸しの日付 (2) 在庫変動の原因(在庫変動記録のみ記載) (3) 受入れ又は払出し事業所名及びMBAの符号(在庫変動記録のみ記載) (4) KMPの符号 (5) バッチの符号 (6) バッチを構成する単位体がある場合には、その単位体の数量 (7) バッチに区分された核燃料物質の物理的、化学的形状等の略号 (8) 供給当事国等の管理区分 (9) 核燃料物質の種類 (10) 核燃料物質の元素ごとの重量 (11) 核燃料物質の特定核分裂性物質重量 3 計量管理責任者は、在庫変動記録及び在庫記録を作成するためのバッチデータを導き	記載の適正化
(在庫変動及び在庫の報告等)	(在庫変動及び在庫の報告等)	
	第 35条 計量管理責任者は、法律等に基づく核燃料物質の計量管理に関する報告等について、定	記載の適正化
(コンサイスノート)	(コンサイスノート)	
第 <u>35</u> 条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じコンサイスノートにより補足するものとする。	第 <u>36</u> 条 前条に定める報告等を行う場合には、必要に応じコンサイスノートにより補足するものとする。	記載の適正化
(設計情報の保管)	(設計情報の保管)	
第 <u>36</u> 条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、センタの各施設に係る設計情報及び施設付属書を、センタに備えておくものとする。	第 37条 計量管理責任者は、原子力規制委員会から通知のあった、センタの各施設に係る設計情報及び施設付属書を、センタに備えておくものとする。	記載の適正化

現行(原規放発第 15051112	号 2015 年 5 月 11 日認可) 国際規制物資計量管理規定		改正案	備考
(設計情報の変更手続)		(設計情報の変更手続)		
, <u>37</u> 条 計量管理責任者は、下記	左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下記右	第 38条 計量管理責任者は、下	記左欄に定める設計情報の変更に関連する情報について、下記右	記載の適正化
欄に定められた期限までに	原子力規制委員会へ連絡するものとする。	欄に定められた期限まで	でに原子力規制委員会へ連絡するものとする。	
設計情報の変更に関連する情報	報 国に対する連絡期限	設計情報の変更に関連する	青報 国に対する連絡期限	
施設に関して既に連絡している。	る情報の変更に関する情報 (別表 6)	施設に関して既に連絡してい	ハる情報の変更に関する情報 (別表 6)	
重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、	重大な変更案	関連した許可申請書等を政府に提出するとき、	
	又は許可申請等を必要としない事項については		又は許可申請等を必要としない事項については	
	その変更をしようとするとき		その変更をしようとするとき	
重大な変更	重大な変更を完了したとき	重大な変更	重大な変更を完了したとき	
重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき	重大でない変更	変更を完了した後、最初の在庫変動報告のとき	
(注)「関連した許可申請書	等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す	(注)「関連した許可申請	i書等」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関す	
る法律に基づいて国へ	提出する許認可申請または変更の許認可申請のうち、上表左	る法律に基づいて[国へ提出する許認可申請または変更の許認可申請のうち、上表左	
欄に示す設計情報を含	含むものをいう。	欄に示す設計情報	を含むものをいう。	
2 計量管理責任者は、前項	夏の場合において原子力規制委員会から要請があった場合には、	2 計量管理責任者は、前	が項の場合において原子力規制委員会から要請があった場合には、	
必要な協力を行うものと	する。	必要な協力を行うもの	とする。	
査察用封印又は監視装置)		(査察用封印又は監視装置)		
<u>38</u> 条 計量管理責任者は、査察で	言等が、法律第 68 条第 11 項 <u>又は</u> 第 13 項の規定に基づき取り	第39条 計量管理責任者は、査	察官等が、法律 <u>第 61 条の 8 の 2 第 2 項第 4 号又は</u> 第 68 条 <u>第 10</u>	記載の適正化
付けた封印又は監視装置を	取り外す必要が生じた場合には、予め、ただし緊急やむをえな	<u>項、</u> 第 11 項 <u>、第 12 項</u> 署	<u>にしくは</u> 第 13項の規定に基づき取り付けた封印又は監視装置を取	
い場合には取外し後速やか	いに、次に定める事項を原子力規制委員会へ連絡するものとす	り外す必要が生じた場合	たには、予め、ただし緊急やむをえない場合には取外し後速やかに、	
る。		次に定める事項を原子力		
		(1) 封印又は監視装詞	置の取外しの日時	
(1) 封印又は監視装置の	の取外しの日時	(2) 封印又は監視装詞	置の取外しの理由	
(2) 封印又は監視装置の	の取外しの理由	(3) 封印又は監視装詞	置の番号	
(3) 封印又は監視装置の)番号	2 原子力規制委員会かり	ら連絡の必要がないと予め通知のあった封印については、前項に	
2 原子力規制委員会から記	車絡の必要がないと予め通知のあった封印については、前項に	よらず、その取外しに		
よらず、その取外しにつ	いての連絡を行う必要がないものとする。ただし、この場合に	は前項に定める事項を	記録するものとする。	
は前項に定める事項を記	録するものとする。			
車絡)		(連絡)		
39条 計量管理責任者は、次にご	定める事項に関し、支障が生じた場合又はそのおそれがある場	第 40条 計量管理責任者は、次	に定める事項に関し、支障が生じた場合又はそのおそれがある場	記載の適正化
合には、その状況について	「速やかに、原子力規制委員会へ連絡するものとする。	合には、その状況につ	いて速やかに、原子力規制委員会へ連絡するものとする。	
(1) 第 21条第1項及び	第2項に定める試料の収去及び保管	(1) 第 <u>22</u> 条第 1 項及	び第2項に定める試料の収去及び保管	記載の適正化
(2) 第 <u>38</u> 条第1項に定	める封印又は監視装置の管理	(2) 第 <u>39</u> 条第1項に	定める封印又は監視装置の管理	記載の適正化
2 計量管理責任者は、前項	夏の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必	2 計量管理責任者は、前	前項の場合の他、核燃料物質の適正な計量管理を実施する上で、必	
要と判断した場合には、	原子力規制委員会へ連絡するものとする。	要と判断した場合には	、原子力規制委員会へ連絡するものとする。	

現行(原相放發第15051112号 2015年5月11日認可) 国際相制物資計量管理規定	改正案	備考
現行 (原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可) 国際規制物資計量管理規定 別図2 (第9条関係) 主要測定点 (KMP) 及びその符合 MBA (JE-O) 原子炉室 KMPA KMP 1 KMP 1	改正案 対数	備考 リバッチングの追加及び 記載の適正化
設定するKMP及びその符号は、以下のとおりとする。	KMP 3 ↓ KMP 2 設定するKMP及びその符号は、以下のとおりとする。	
・流れのKMP KMP 1・・・払出し KMP 2・・・保管廃棄、保管廃棄再生 KMP 3・・・事故増加	 流れのKMP KMP 1・・・払出し、事故損失 KMP 2・・・保管廃棄、保管廃棄再生 KMP 3・・・事故増加 KMP *・・・リバッチング 	記載の適正化 リバッチングの追加
・在庫のKMP KMP A・・・・在庫保管	・在庫のKMP KMP A・・・・在庫保管	

現行(原規規	攻発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可) 国際規制物資計量管理規	見定	改正案	備考
第3種キーワート	・ 封じ込め		第3種キーワード: 封じ込め	
キーワード	説明	コード	キーワード説明コード	
	容器に入ってない物質。独立した単位体(クレート梱包していな	- '	容器に入ってない物質。独立した単位体(クレート梱包して	
容器なし	い燃料体及び燃料要素を含む) (1)	1	容 器 な し	
単位燃料	個々の単位燃料及び燃料要素で出苛又は貯蔵用容器に入っているもの	2	単 位 燃 料 個々の単位燃料及び燃料要素で出苛又は貯蔵用容器に入って いるもの	
フラスコ	被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフラスコ (キャスク)	3	フ ラ ス コ 被照射燃料及びその他の高放射性物質に使用する遮蔽したフ ラスコ (キャスク)	
	原子炉、炉心(燃料体のみ)	4	炉 内 原子炉、炉心 (燃料体のみ) 4	
	プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付)	5	目盛付ベッセル プロセス・ベッセル及びプロセス・タンク(目盛付) 5	
目盛なしベッセル	同上(目盛なし)、パイプ	6	目盛なしベッセル 同上(目盛なし)、パイプ 6	
トレイ	オープン・トレイ、ラック、スキップ	7	ト レ イ オープン・トレイ、ラック、スキップ 7	
鳥 かご	特製の、臨界に関し安全な容器	8	鳥 か ご 特製の、臨界に関し安全な容器 8	
"コンテナ" 容器範囲	 つて分類される貯蔵用容器 (2) 試料びん及び他の小さな容器 <0.5 リットルビン、ファイバーパック、缶	A E G H J K L	容積によって分類される貯蔵用容器 (2) 試料びん及び他の小さな容器 容積 0.5 リットル未満 A ビン、ファイバーパック、缶 0.5 リットル 三 三 ロットル 三 ビン、ファイバーパック、缶 ロリットル 三 ロリットル 三 ビン、ファイバーパック 日 ロリットル 三 ロリットル ロリットル ファイバーパック、缶 ロリットル ファイバーパック、ドラム缶 I ロリットル ステナ 下ラム缶 ロリットル 本 ロリットル 本 エ ロリットル 本 エ エ エ エ エ エ エ エ エ	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化
	ドラム缶>50~100 リットルドラム缶、樽>100~200 リットルドラム缶、樽>200~500 リットル	N Q	ドラム缶、樽	記載の適正化記載の適正化記載の適正化
	UF6シリンダ UF6シリンダ 10t、14t>1,000~5,000 リットル	R U	UF6 シリンダ(2t) <u>500 リットル<容積≦1,000 リットル</u> R UF6 シリンダ(10t、14t) 1,000 リットル<容積≦5,000 リットル	記載の適正化 記載の適正化
	より大きな容器、例えばタンク車 <u>>5,000 リットル</u>	V	まり大きな容器、例えばタンク車 <u>5,000 リットルを超える容積</u> V	記載の適正化
その他の容器		0 (オー)	その他の容器 (オー)	
	・ルにある容器なしの照射済み燃料はこの区分に含める。 類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。		(注)(1)冷却プールにある容器なしの照射済み燃料はこの区分に含める。 (2)容器の種類は、表示のもののみとする。更に容積によって分類している。	

	現行(原規	放発第 15051112 号	2015年5月11日認可)国際規制物	資計量管理規定			改正案	備考
別	表2 (第13条	関係)	バッチ及び符号	· 另	別表2 (第13条]		チ及び符号	
	KMP KMPの符号	KMPの記述	バッチの符号 (例)		KMP KMPの符号	KMPの記述	- バッチの符号 (例)	
	1	払出し	TAIC- [] []		1	払出し <u>、事故損失</u>	TAIC - [] [] [] STOR - [] []	記載の適正化 記載の適正化
	2	保管廃棄 保管廃棄再生	STOR- [] [] []		2	保管廃棄 保管廃棄再生	STOR— [] []	
	3	事故増加	STOR- [] [] []		3	事故増加	STOR— [] []	
	A	在庫保管	STOR- [] [] []		A	在庫保管	STOR- [] []	
					<u>*</u>	<u>リバッチング</u>	STOR- [] []	リバッチングの追加
注) [] には算用数	女字が1字入る。ノ	ベッチの構成された順に3桁の通	し番号とする。	主)[]には算用数	文字が1字入る。バッチ(の構成された順に3桁の通し番号とする。	

現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定					備考					
別表	別表4 (第 <u>26</u> 条、第 <u>33</u> 条関係) バッチに区分する方法及びソースデータ			別表	4 (第 <u>27</u> 条、第		記載の適正化			
KMF	KMPの記述	バッチに関する記述バッチの定義単位体の記述	ソースデータ	測定方法(注)	KMF	KMPの記述	バッチに関する記述 バッチの定義 単位体の記述	ソースデータ	測定方法(注)	
1	払出し	同一仕様の核 容器等 燃料物質	 (1) 同定符号 (2) ウラン元素重量、 核分裂性ウラン重量 及びプルトニウム重量 並びに核分裂性プルト ニウム重量 	目視確認、員 数勘定及び必 要に応じて重 量測定	1	払出し <u>、事故</u> <u>損失</u>	同一仕様の核 燃料物質	(1) 同定符号(2) ウラン及びプルトニウムの元素重量並びに特定核分裂性物質重量	目視確認、員 数勘定及び必 要に応じて重 量測定	記載の適正化記載の適正化
2	保管廃棄	同一仕様の保 管廃棄を行っ た核燃料物質	同上	同上	2	保管廃棄	同一仕様の保 管廃棄を行っ た核燃料物質	同上	同上	
	保管廃棄再生	同一仕様の保 管廃棄再生を 行った核燃料 物質	同上	同上		保管廃棄再生	同一仕様の保 管廃棄再生を 行った核燃料 物質	同上	同上	
3	事故増加	同一仕様の核 燃料物質	同上	同上	3	事故増加	同一仕様の核 燃料物質	同上	同上	
A	在庫保管	同一仕様の核 同上 燃料物質	同上	同上	A	在庫保管	同一仕様の核 同上 燃料物質	同上	同上	
	「 直接測定できない る。	い場合は、間接的に推定すること	ができる方法に替えること	ができるものとす	注: 頂	上 直接測定できない	同一仕様の核 同上 燃料物質 場合は、間接的に推定するこ	<u>同上</u> とができる方法に替えること	同上 ができるものとす	リバッチングの追加
						5 。				

現行(原規	效発第 15051112 号 2015 年 5	5月11日認可)国際規制物資	資計量管理規定		改	正案	案	
別表 5 (第 <u>34</u> 条関係)			別表 5 (第 <u>35</u> 条関	記載の適正化				
	報告等を行	う事項及び時期			報告等を行	う事項及び時期		
報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠	報告書名	提出時期	報告概要	報告等の根拠	
1 核燃料物質在	在庫変動が生じた日及び	在庫変動(受入れ及び払	法第67条第1項	1 核燃料物質在	在庫変動が生じた日及び	在庫変動(受入れ及び払	法第67条第1項	
庫変動・受払間	リバッチングを行った日	出しの量等)及びリバッ	国規則第7条第4項	庫変動・受払間	リバッチングを行った日	出しの量等)及びリバッ	国規則第7条第4項	
差異・リバッチ	の属する月の末日から15	チング等についてMBA		差異・リバッチ	の属する月の末日から15	チング等についてMBA		
ング報告書	日以内	ごとに報告		ング報告書	日以内	ごとに報告		
(ICR)				(ICR)				
2 核燃料物質在	ICRに対する報告の場合	ICRのエントリー対応で	法第67条第1項	2 核燃料物質在	ICRに対する報告の場合	ICRのエントリー対応で	法第67条第1項	
庫変動等供給当	は、当該月の末日から30	バッチごとに供給当事国	国規則第7条第5項	庫変動等供給当	は、当該月の末日から30	バッチごとに供給当事国	国規則第7条第5項	
事国別明細報告	日以内	ごとの数量等について報		事国別明細報告	日以内	ごとの数量等について報		
書(OCR1)		告		書(OCR1)		告		
3 核燃料物質実	実在庫量の確認を終了し	KMP別の実在庫量等に	法第67条第1項	3 核燃料物質実	実在庫量の確認を終了し	KMP別の実在庫量等に	法第67条第1項	
在庫量明細報告	た日から15日以内	ついてMBAごとに報告	国規則第7条第11	在庫量明細報告	た日から15日以内	ついてMBAごとに報告	国規則第7条第11	
書 (PIL)			項	書 (PIL)			項	
4 核燃料物質収	実在庫量の確認を終了し	前回の実在庫量の確認か	法第67条第1項	4 核燃料物質収	実在庫量の確認を終了し	前回の実在庫量の確認か	法第67条第1項	
支報告書	た日から15日以内	ら今回の実在庫量の確認	国規則第7条第11	支報告書	た日から15日以内	ら今回の実在庫量の確認	国規則第7条第11	
(MBR)		までの期間の間の核燃料	項	(MBR)		までの期間の間の核燃料	項	
		物質の収支について				物質の収支について		
		MBAごとに報告				MBAごとに報告		
5 核燃料物質実	実在庫量の確認を終了し	PILのエントリー対応で	法第67条第1項	5 核燃料物質実	実在庫量の確認を終了し	PILのエントリー対応で	法第67条第1項	
在庫量供給当事	た日から30日以内	バッチごとに供給当事国	国規則第7条第12	在庫量供給当事	た日から30日以内	バッチごとに供給当事国	国規則第7条第12	
国別明細報告書		ごとの数量等について報	項	国別明細報告書		ごとの数量等について報	項	
(OCR3)		告		(OCR3)		告		
6 施設操業計画	それぞれの当該期間の初	施設の操業に関する計画	法第67条第1項	6 施設操業計画	それぞれの当該期間の初	施設の操業に関する計画	法第67条第1項	
報告書	日の二月前まで	を毎年1月1日から6月30	国規則第7条第14	報告書	日の二月前まで	を毎年1月1日から6月30	国規則第7条第14	
	上期 下期	日までの期間及び7月1	項		上期 下期	日までの期間及び7月1	項	
	10月31日 4月30日	日から12月31日までの			10月31日 4月30日	日から12月31日までの		
	107,01 17,00 1	期間について報告			1071 91 171 00 1	期間について報告		
7 核燃料物質受		受払いに関する計画及び	 法第67条第1項	7 核燃料物質受		受払いに関する計画及び		
払計画等報告書	始前まで	実在庫量の確認の実施に	国規則第7条第15	払計画等報告書		実在庫量の確認の実施に	国規則第7条第15	
	上期下期	関する計画を毎年1月1	項		上期下期	関する計画を毎年1月1	項	
		日から6月30日までの期				日から6月30日までの期		
	11月30日 5月31日	間及び7月1日から12月			11月30日 5月31日	間及び7月1日から12月		
		31日までの期間につい				31日までの期間につい		
		て報告				て報告		
	<u> </u>			1				

現行(原規放発第 15051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定				備考				
	変更する予定年月日の前 月の25日まで	既に提出した上記7の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法第67条第1項 国規則第7条第16 項	8 核燃料物質受 払計画等報告書 (変更)	変更する予定年月日の前 月の25日まで	既に提出した上記7の報告書の記載内容に変更が生じたときはその内容について報告	法第67条第1項 国規則第7条第16 項	
9 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の 名称及び所在地、国際規 制物資の種類及び数量、 予定使用期間等について 報告	法第61条の3第4項 国規則第1条の3	9 国際規制物資の使用の届出	あらかじめ	代表者の氏名、事業所の 名称及び所在地、国際規 制物資の種類及び数量、 予定使用期間等について 報告	法第61条の3第4項 国規則第1条の3	
10 サイト内建物 報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、 毎年 12月31日における サイト内に存在する建物 について報告	法第67条第1項 国規則第7条第 <u>32</u> 項	10 サイト内建物報告書	翌年の1月31日まで	工場又は事業所ごとに、 毎年 12月31日における サイト内に存在する建物 について報告	法第67条第1項 国規則第7条第 <u>34</u> 項	記載の適正化
別表 6 (第 <u>37</u> 条関	係)			別表 6 (第 <u>38</u> 条	関係)			
1. 2. 3.	項 . 核燃料物質の貯蔵容量	る保健安全手続の変更				る保健安全手続の変更		

現行(原規放発第	051112 号 2015 年 5 月 11 日認可)国際規制物資計量管理規定	改正案	備考
財務1 本 出 側(FROM) 本 日 別(FROM) MBAコード 地	受入年月日 責任者 月 新治者 月 五成 年月日 日 移転に係わる 元素 (g) (%) (g) (g) (g) (%) (g) (g) (%) (g) (%)		記載の適正化
御舗			記載の適正化